

但馬アスリートクラブ会員規約

第1条（名称）

本クラブの名称は、但馬アスリートクラブとする。以下「本クラブ」という。）とする。

第2条（事務局）

本クラブの事務局を定款に定める主たる事務所、または代表理事宅に置く。

第3条（目的）

本クラブは、陸上競技を軸とした各種スポーツ教室や、幅広い市民スポーツの参加の機会と場所の提供に関する事業を行い、地域住民の健康維持・増進及び青少年の健全育成に寄与するとともに、スポーツの振興を図ることを目的とする。

第4条（本クラブへの入会資格）

本クラブに入会を希望する者(以下「入会希望者」という。)は、以下の各号に記載するすべての条件を満たしていなければならない。なお、入会希望者が未成年者である場合は、入会希望者の保護者においても1の条件を満たさなければならない。

1. 本クラブの趣旨に賛同し、本規約および本クラブが定めるその他の規則を遵守できる者。
2. 医師から激しい運動を禁じられていない健康状態にある者。
3. 入会希望者が未成年者である場合は、その保護者が本クラブへの入会およびプログラムへの参加に同意している者。
4. コースごとに定める対象年令、その他の条件を充たす者。

第5条（本クラブへの入会手続）

入会希望者は、本クラブ所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会を申し込むものとする。本クラブは、入会希望者が前条に規定する入会資格を満たしているか審査のうえ、入会を承認するものとする。本クラブが入会を承認した者を、本クラブの利用会員(以下「会員」という。)とする。

第6条（会費）

会員は、本クラブに対し、別に定める月会費(以下「会費」という。)を支払わなければならない。

第7条（指導の回数・期間）

プログラムの開講日、期間、時間、回数等については、コースごとに定めるものとする。前項の規定にかかわらず、本クラブは、止む得ない事由が発生した場合は、プログラムの

開講日および開講時間を変更し、または中止することがある。この場合、本クラブのホームページに掲載する方法またはその他の方法で連絡するものとするが、災害等の緊急事態発生時はこの限りではない。

第8条（健康管理）

会員が下記各号のいずれかに該当する場合、ただちにその旨を本クラブに届け出て、プログラムの欠席、本クラブの休会または中途退会など必要な措置を取るものとする。なお、3については会員が同居する家族等が該当する場合も含む。

1. 心臓疾患、肝臓疾患等、医師から激しい運動を禁止される病気に罹患した場合
2. 37度以上の発熱がある場合
3. 結核、赤痢、コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、百日咳、インフルエンザ、はしか、風疹、水ぼうそう、おたふく風邪、結膜炎等の伝染病または集団感染しやすい病気に罹患している場合、もしくは罹患の疑いがある場合

本クラブは、会員の健康状態の異常を発見した場合、必要に応じて会員に対してプログラムを休むことを勧告することがある。

第9条（欠席）

やむを得ない理由により欠席される場合、欠席分は振り替えて参加することができる。その際は、振替参加希望日前日までに連絡をすること。

第10条（中途退会）

会員は、各プログラムにおいて定められる会期(通常は4月1日から翌年3月末日まで)の終了時期までプログラムに参加することを原則とするが、第8条に基づく場合その他やむを得ない事由が生じた場合は本クラブを中途退会することができる。中途退会を希望する会員は、退会月の末日をもって本クラブを退会し、会員資格を喪失するものとする。本クラブは、退会月の翌月以降の月会費を徴収しない。

第11条（継続）

会員は、3月のプログラムの終了後、4月に開始する翌年度のプログラムに継続して参加するものとする。ただし、会員が3月20日までに参加を継続しない旨を申し出た場合、この限りではない。3月20日までに申し出がなく継続をしない場合は、4月以降のプログラム参加の有無にかかわらずスポーツ安全協会の傷害保険料を納付しなければならない。

第12条（休会）

会員は、1か月以上休会をするときは、休会の申し出をしなくてはならない。本クラブは、休会期間については、月会費の徴収を行わないものとする。

第13条（会員資格の取消し等）

本クラブは、会員が以下の各号の一にでも該当する場合、本クラブへの入会承認もしくは会員資格を取消し、またはプログラムへの参加を断ることができる。

1. 6ヶ月分の月会費を滞納した場合
2. 入会申込書に虚偽の事実を記載し入会承認を得た場合
3. 第4条に定める入会資格を満たさない状態となり、プログラムへの参加継続が不適當であると本クラブが認めた場合
4. その他、本規約に違反したり、スポーツマンシップに反する行動を繰り返す等、本クラブが会員としてふさわしくないと認めた場合

第14条（事故の責任等）

会員においてプログラム参加中またはプログラム参加への移動中に人的または物的事故が生じた場合、本クラブは、本クラブに重大な過失がある場合を除いて一切の損害賠償責任を負わないものとする。本クラブは、会員に対してスポーツ安全協会の傷害保険への加入を義務付け、会員においてプログラム参加中に傷害が発生した場合は、同傷害保険に基づく保障が行われるものとする。

第15条（会員等情報の管理）

本クラブは、入会申込書に記載された入会希望者の住所、氏名、連絡先、既往症等の個人情報（入会希望者の保護者に関する個人情報も含む。）を、本クラブへの入会審査および審査結果連絡の目的でのみ管理、使用することができる。本クラブは、本クラブの運営を通じて取得する会員の住所、氏名、連絡先、既往症等の個人情報（会員の保護者に関する個人情報を含む。）を、本クラブの運営に必要な範囲でのみ管理、使用し、または第三者に提供（保険付保のための手続等）することができる。

第16条（規約の改正）

本クラブは、本規約を随時改正することができる。改正後の本規約については、本クラブホームページ上に掲載する。

第17条（施行）本規約は、2016年12月13日より施行する。